

議 事 録

令和7年9月10日

会議名	第27回伊賀市農業委員会総会											
開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室									13:30 ~15:30		
出席者	農業委員	坂本	森下	玉岡	門口	森田	高田	西田	大田	藤室	松永	福岡
		田中	池町	山本	稲森	橋本	折戸	喜多	西口	喜久永	(計20名)	
	推進委員											
事務局	山出	矢野	北田	勝本	岡嶋							
欠席者	川口(一)	中原	福地	西尾	吉岡	川口(貞)						
議 事												
会 長	<p>暑い日が続いていますが、毎日頑張っています。 私の地元では米の収穫量は多かったんですけど、品質が悪く3等米が多いとの事で、私はカントリーの方に出荷しているのでどうなるかはちょっとわからないですけど・・・ 私の圃場は島ヶ原の奥の方で京都府と接している地域で米づくりをしています。今年は非常に水がなくて、水稻のほとんどが枯れてしまったという家もあります。 私の田んぼも一部枯れておりまして、水の無かったところは穂になっていない、そういうところもありまして苦戦をしているところですよ。 そういう事で皆さんの資料にも添付させていただいております令和7年産の概算金の表ですが、本日、組合長もご出席いただいておりますので、このことについて、組合長の方から報告をお願いいたします。</p>											
西口組合長	<p>ご苦労さんでございます。 日々の稲刈り大変お疲れさんで、暑い中ご苦労さんでございますが、今、会長さんからお話ございましたので、少し今年のコメの状況についてお繋ぎさせていただきたいと思いますが、まずは、5日から1週間ほど生育は早いという事で、集荷の方は昨年同日に比べて3割程度たくさんコメの出荷をいただいているという状況です。 全体に32万7千袋を集める予定ですが、現在、15%程度の検査という中で、まずは収量については会長さんからお話があったとおり、作況指数はなくなりましたが、俗に言う「やや良」として昨年よりは収穫は良く、もみの量は非常に良いというところでありまして。 ただ問題は、これもお話があったように品質でございます。一等米比率については1割いかない、5日現在ですが、9.6%と非常に低い状況です。昨年のコシヒカリの一等米比率は34.9%ですので、相当低い状況です。主な品質の格落ちの理由としては、やはり一番が背白・腹白で、これが46%、そして次に乳白で17%、黄部身粒が16%というところで、やはり高温障害でこれがBEST3となっております。 心配されておりましたカメムシですが、これは今年は暑すぎて活動がだいぶ鈍っているという事で、影響があまり出ていない状況で、現在のところの集荷状況はそんなところですよ。 それから、今、資料を添付させていただいております今年のコメの概算金でございますが、これは30kg(1袋)の金額でございますので、1俵とすれば倍の金額で見てもらったらいい訳ですが、上段のコシヒカリでございますが1等が今年1袋15,000円(1俵:30,000円)で集めさせていただきました。これ、ちなみに昨年と比べますと、昨年は20,000円でしたので、1.5倍(150%増)というところの今年の概算金で、おそらく単年度で見ますと大方の農家の方については、黒字の年になるんじゃないかという希望を持っております。 昨年は1万円でした。そして昨年の最終の精算金が1袋10,950円(1俵:21,900円)というところでもございましたので、まあ、最終の精算金と比べて大きく上がったという状況です。 続いて、下段の三重のゆめについては、30kg(1袋)14,250円(1俵:28,500円)で、昨年は9,150円でした。 それから、キヌヒカリについては、1袋14,050円(1俵:28,100円)で昨年は1俵で18,000円というところで、まあ、それぞれ大幅に今年に概算金を上げて農家の皆様に出荷を促すというところでございます。 あと、それぞれ細かく減算・加算の内容であるとか、こちらはご覧いただきたいと思いますが、そのような状況です。</p>											
会 長	<p>ありがとうございました。 また、時間があれば後でまた質問等があれば聞いていただいても結構です。</p>											
会 長	<p>それでは、第27回伊賀市農業委員会月次総会を始めたいと思います。</p>											
会 長	<p>それでは、総会の成立報告を事務局からお願いいたします。</p>											
事務局	<p>はい、失礼いたします。 委員総数24名中、現在20名の委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にありまして過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。</p>											
議 長	<p>次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。</p>											
一 同	<p>異議なし</p>											
議 長	<p>次に、議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は⑤番の西田委員、⑥番の大田委員にお願いいたします。本総会の概要については、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。</p>											
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告案件ですので一括して報告をお願いいたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>											

事務局 (矢野)	失礼します。 報告第1号「使用貸借契約の解約による通知について」をご説明いたします。 総会資料1ページにあたります。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田:2筆、面積は合計944㎡についての通知がありましたので報告いたします。以上です。
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第1号No.1～No.6について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料2ページにあたります。 No.1～No.3につきましては、譲受人が同一ですので併せて説明いたします。 明細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在3,518aで、取得後は3件を合わせまして3,536aとなる予定です。 譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台等を所有されております。水稻及びにんにくを作付けする予定です。 譲受人は、予野地区を中心に大規模に経営している法人でありまして、当該地につきましても効率的に活用できると認められます。周辺の農業に対して影響はなく、申請地にかかる借受人もございません。
	続きまして、No.4 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aでしたので新規営農にあたり営農計画書が提出されております。 本人は51歳の会社員でして、農作業歴は3年で、本人が常時従事しています。申請地から南に約200mほどの位置にある1,300㎡ほどの畑で3年前からスイートコーン・キャッサバ・オクラ・なす・ししとうなどさまざまな作物を耕作中で申請地も同様なものを作付けする予定です。 譲受人はブラジル国籍ですが、在留カードにより定住者であることを確認しております。 農機具はトラクターを2台所有し、現在耕作中の畑に小さな倉庫を建築し、その中に保管をしております。また、その機械の運搬用の車両も所有しております。 住所は平野地区となっておりますが、申請地の横が空き家になっておりまして、そちらの空き家も同時に購入される予定であり、通作に関しても問題はなく、当該農地について効率的に活用できると認められます。 なお周辺地域の農業に対して支障はなく、にかかる借受人はおりません。
	なお、本日、花垣地区の農業委員さんは欠席ですが、8月28日に現地調査を行いまして、特に問題なしのご意見をいただいておりますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。No.5です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は無く、農用地であることから9月1日に新規営農面接審査を行いました。 申請地は、〇〇というお寺の向かいにあり、譲受人は現在、〇〇の住職をしております。前の住職が亡くなった事に伴い、譲渡人が相続により農地を取得しましたが、今後は、現住職である譲受人が農地を管理していく事となったことから申請されたものです。 農機具は耕運機を1台自己資金で購入し、申請地ではきゅうり・トマト・なすなどの露地野菜を作付けする計画で、取得後も効率的に活用できると認められ、新規営農面接審査の結果、新規営農者として認められたところでした。 また、周辺地域の農業に支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
	No.6です。申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は10,452aで、取得後の耕作面積は10,473aとなります。 譲受人は、平成26年10月に設立された法人で、農地所有適格法人の要件を満たしております。 譲受人が相続により農地を取得しましたが、遠方で管理ができないことから申請に至ったものでございます。 農機具は、トラクターを3台、田植え機2台、コンバインを3台所有されており、申請地では水稻を作付けされる計画です。 近隣でも多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人もおりません。以上です。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区、神戸地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
藤室委員	No.5 依那古地区です。 この31日に現地の立会を行いました。その時は草刈り程度の作業をする必要がある農地であるような状況でございました。面積的に少ない農地ですので、今後間違いなしに継続して畑の管理をしていただければいいかなと思います。
松永委員	No.6 神戸でございませう。 事務局の説明のあったとおり、28日に関係者で立会を行いました。〇〇さんはこの管内でかなりの農地を受託しておりまして、その中の一部を所有権移転をするものです。 〇〇さんはだいたい購入するような方ではない人なんですけど、何か今回は農地が不足しているという事で耕作していただけないという事で何ら問題はないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し採決いたします。

議 長	議案第1号 No.1～No.6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号 No.1～No.6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.6については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第1号 No.7～No.11について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	No.7 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の伊賀市での耕作面積がないため現地立会時に新規営農面談を行いました。営農計画書により、土橋の農地できゅうり・大根等を栽培し自家消費することで新規営農者として認められたところです。 農作業歴はありませんが、近隣の方に教えていただき、少しずつ耕作するという事です。農機具は、耕運機・草刈り機を所有しています。申請地については、自宅と接していることから取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地における借受人もおりません。
事務局 (勝本)	続きまして、No.8 詳細については、議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は98aで、取得後は99aとなります。農作業歴は40年で常時従事しております。 農機具は、トラクター・軽トラックを各1台所有されており、近日中に田植え機を1台購入する予定です。 水稻を耕作される計画です。申請地は自宅前であり、隣接地につきましても譲受人の農地であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (山出)	続きまして、No.9です。 明細については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は26aで、取得後の耕作面積は33aとなります。農作業歴は本人が5年で、家族及び親戚が常時従事されています。農機具は、トラクター・田植機・コンバイン・耕運機等については必要に応じて知人から借り受けて作業を行っております。 申請地につきましては、自宅から車で5分程度の場所にあり、水稻や自家消費程度の野菜を栽培する予定です。 今回の申請につきましては、譲渡人が高齢で農作業が困難となり、以前からその農地を耕作・管理をされていた譲受人が今回取得する事になって、取得後も効率的に作業ができると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
	続きまして、No.10とNo.11ですけど、これにつきましてはお互いの農地の交換案件でございますので、併せて説明させていただきます。 明細につきましては総会資料のとおりです。 No.10の譲受人の耕作面積は58aで、交換後の耕作面積は58aと変わらず、また、No.11の譲受人の耕作面積については113aで、交換後は112aとなります。 今回の申請につきましては、それぞれが所有していました農地がバラバラでありまして、農作業するのに苦慮していたところ、お互いの農地を交換することによって、農地の場所もそれぞれ自宅の庭先から数mのところの位置するような一連の団地となりまして、お互い農作業をするにあたっては効率的に農作業ができると認められます。 また、その事によって周辺地域の農業に対して支障はなく、申請地にかかる借受人もおりません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、友生地区、中瀬地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
高田委員	No.7 府中地区です。 8月28日に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり何ら問題はないと思いますので、審議よろしくをお願いいたします。
大田委員	No.8 友生です。 同じく、8月28日に関係者立会のもと現地確認を行いました。事務局の説明のとおり何ら支障・問題はないと判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。
西田委員	No.9 8月29日に関係者で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりでございまして、特に問題はなく、以前からこの各田んぼを耕作されていたんですけど、3条は許可を取らないと登記ができないため、今回3条の取扱いとする事となりました。
	No.10、No.11は農地の交換でございまして、それぞれお家の横(隣地)の農地をそれぞれのお家の方に交換するという事で効率的に作業できると思われます。 よろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.7～No.11について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号 No.7～No.11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～No.11については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第2号 No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (北田)	失礼します。 議案書4ページをご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
	No.1 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道丸山駅から東へ700mほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請地の488番5 105㎡については、昭和39年より住宅敷地として利用していたことから顛末書を添付しての申請となっております。 また、その他4筆につきましては、新たに建て替えを予定している住宅1棟と駐車場への進入路として宅地利用したいとの事から申請されたもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和8年3月31日までとなっています。土地造成は整地のみ、取水は上下水道を利用し、雑排水は集落排水へ接続、雨水は自然浸透と既設水路への放流にて処理をします。 また、資金計画については自己資金と借入金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しと融資見込み証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 以上です。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
松永委員	はい、28日に関係者で立会を行いました。 畑を宅地として使っていたという事を、今回新しい家を建てるのと駐車場への進入路の整備という事で、この際、一括で宅地として申請するという事で何の問題はないと判断いたしました。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し採決いたします。
議長	議案第2号 No.1について、採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1～No.5について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。 議案書5ページをご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 No.1とNo.2は譲渡人、譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。
	No.1、No.2 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀神戸駅から北へ1kmほどに位置し、No.1は譲受人の所有する駐車場から国道422号線を挟んで向かい側、No.2につきましては、譲受人の所有する駐車場の隣接地にあり、いずれも第2種農地に該当します。 申請法人の株式会社〇〇は、平成11年に設立された法人で、旅客輸送事業を行っていることから、No.1、No.2共に事業用駐車場(3台分)を増設することになったもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和7年12月31日までの予定で、土地造成については、20cm～60cm程度の盛土のうえ、10cmの砕石を敷く計画です。取水は無く排水は雨水のみで、自然浸透にて処理をします。 資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農業に対して支障はありません。
	No.3です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道丸山駅から東へ700mほどに位置し、第2種農地に該当します。 先ほどご審議いただきました議案第2号で農地法第4条の許可申請における住宅を建て替えるにあたり、現在使用している進入路を拡幅する必要があるため申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和7年11月30日までの計画で、土地造成は整地のうえ、砕石舗装を行います。 取水は無く排水は雨水のみで、自然浸透にて処理をします。 資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
	No.4です。申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、壬生野小学校より東へ1.3kmほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請法人は、平成6年3月に設立され、再生可能エネルギー事業関連業務等を営んでおります。 申請地は、耕作放棄地になっていたことから、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可後から半年間の計画で、太陽光パネルを160枚設置します。土地造成は整地のみで、取水は無く排水は雨水のみで、自然浸透にて処理をします。 資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、本申請は再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、譲受人が経済産業省で小売電気事業登録を受けていることを確認しています。 隣接する農地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

	<p>No.5 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、勝手神社より南東へ200mほどに位置し、第2種農地に該当します。 公図と現況が合っていなかったことから、地図訂正と分筆登録がなされ、申請地について、譲受人が庭として利用することになった事から申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和7年9月30日までの計画で、土地造成は整地のみで取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。 資金計画については、既に自己資金を土地購入費等へ充当しており、領収書の写しが提出されております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、神戸地区、壬生野地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
松永委員	<p>No.1、No.2の神戸地区です。 譲渡人、譲受人がいつしよですので、併せて説明いたします。 譲受人の〇〇の駐車場の隣の雑種地で、駐車場を広めるという事で問題はないと判断いたします。</p> <p>No.3の宅地への転用ですが、第4条の申請の際にありましたとおり、隣の土地でして自宅への進入路を確保するという事で、宅地への転用についてやむを得ないと判断いたしました。何ら問題はないと思います。</p>
池町委員	<p>No.4、No.5 壬生野地区でございます。 No.4につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。 関係者一同8月25日に現地確認を行いました。これといった問題もなく、よろしくお願ひいたしたいと判断しました。</p> <p>No.5につきましては、これについても先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、登記上の関係でこういう事になりましたけど、現状のままでも問題はないでなからうかと関係者一同8月25日の現地立会で確認をいたしました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>No.3とNo.5ですが、No.3はこの地番の一部を転用するという事ですか？ No.5は分筆後の筆で転用するという事と思うんですけど、No.5の方はきっちりとしていると思いますが、No.3はこの後、5条許可が出た後に分筆される？という事で新たな筆として枝番が付くと思うんですけど、農地台帳的に事務局の方へ登録後の報告というか、そういうのは求めなければならないと思いますが、このままの地番では面積が足らなくなってくるし、この辺の事務手続きはどうするの？</p>
事務局 (北田)	<p>No.3につきましては、賃貸借になりますので、所有権移転等であったり、地目の変更は伴わない一部転用という形になりますので、賃貸借ですので登記自体は動かない事となります。</p>
西田委員	<p>地目は畑のままですか？</p>
事務局 (北田)	<p>地目は畑のまま、一部転用という形になります。</p>
西田委員	<p>10年間の？ 実際、これももう進入路として・・・</p>
事務局 (北田)	<p>登記は変わりませんが、農地台帳上はこの許可が出ましたら一部転用という事で整理をさせてもらっている。登記自体は何も変わりません。</p>
西田委員	<p>一部転用という扱いですか。登記的には何もしないという事ですか。</p>
事務局 (北田)	<p>登記的には何もしません。地目も変わりませんし、所有権も移転はされないという事になります。</p>
西田委員	<p>こういうやり方ですね。賃借だから分筆はしないという事？</p>
事務局 (北田)	<p>そうですね。あくまでも貸し借りでされるという事です。</p>
藤室委員	<p>これまた、10年過ぎたら手続きをするの？</p>
西田委員	<p>更新していくんでしょうね。</p>
事務局 (北田)	<p>そうですね。更新していくと思います。 正確に言いますと、農地法4条の方ですね、居宅を建て替えるにあたって、進入路の確保が現状の進入路では接道が足りないという事で、その分を隣の方に畑を借り受けて進入路の確保を謀ったという事になりまして、一部分だけ譲渡人につきましては、そのまま所有された形で部分的に転用するという事になります。</p>
藤室委員	<p>確認申請のために道幅を4m確保できたらいい</p>
事務局 (北田)	<p>進入路の幅が建築基準法では一定の幅がないと家が建てられませんので・・・それを確保するために借り受けて一部転用されるという事です。</p>
藤室委員	<p>それなら自分の土地にしなければならぬのでは？ そんなリリースって、建物が立って終わったら返せばいいが・・・</p>
西田委員	<p>建物の進入路として4mの確保が必要となれば・・・まあ、ここは、この方の都合かもしれないけど・・・ 10年過ぎたら更新という事でいいの？ 忘れませんか。賃借だから10年にしたんですよね。</p>
事務局 (北田)	<p>一旦は10年という形になっています。 今後も引き続きされるかはわかりませんが、現在は、賃借で10年という形になっています。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
議長	<p>なければ、これより採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号 No.1～No.5について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>

一同	異議なし。
議長	議案第3号 No.1～No.5について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.5については、原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。
議長	続きまして、議案第3号 No.6～No.10について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (岡嶋)	<p>No.6 申請内容については総会資料のとおりです。 施設の概要は、一時転用し砂利採取として利用するものです。 申請地は、真泥集落センターから北へ約430mに位置する農用区域内農地です。 採取後の埋め戻し土につきましては、掘削芯5mの内、旧表土0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を2.9m 充てる計画となっております。 採取につきましては、地元関係者等との調整も済みであり、災害防止計画を策定し被害防御及び安全面にも配慮しております。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し用悪水路から服部川へ放流します。 事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されております。最終跡地の埋め戻しについては、当該申請者と三重県砂利協同組合連合会との共同申請となっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。 また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に対して支障はないものと判断いたします。</p> <p>なお、本日、地元農業委員さんは欠席されておりますが、8月29日の現地立会時に問題ないという事を伺っておりますので、併せて報告をいたします。</p>
	<p>続きまして、No.7 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、国道163号線沿いの〇〇株式会社の西に位置する土地で、周辺の状況から第2種農地に該当します。 施設の概要は、太陽光発電施設として利用するもので、太陽光パネルを156枚設置、設置割合は56.94%です。し申請法人のUPS株式会社は、平成27年1月21日に設立された法人で、太陽光等の発電及び売電事業を行っております。 土地造成は整地のみで、取水・汚水・雑排水は無し、雨水排水は自然浸透にて処理いたします。周辺にはフェンスを設置する計画となっており、安全性への配慮もされております。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。現在、耕作されていない農地であることから、転用もやむを得ないものと考えられます。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.8 明細については総会資料のとおりです。 申請地は、名阪国道上野ICより北東約500mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請地は、名阪国道と久米川に挟まれた基盤整備のされていない不整形な農地であることから、今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工事計画につきましては、許可日から令和8年5月31日までの計画で、太陽光パネルを150枚設置、土地造成は整地のみで取水・汚水は無く、排水は雨水のみで自然浸透することとし、隣地境界にはフェンス及び防草シートを設置することとなっております。 また、隣接する土地所有者及び地域の自治会長には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。</p>
	<p>続きまして、No.9、No.10ですけれども、譲渡人と譲受人が同一ですので、併せて説明をさせていただきます。 明細については、総会資料のとおりです。 申請地は、No.8と同じく名阪国道上野ICより北東約500mに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 申請地につきましても、No.8と同様、名阪国道と久米川に挟まれた基盤整備のされていない不整形な農地であることから、今回の転用はやむを得ないと考えられます。 工事計画は、いずれも許可日から令和8年5月31日までの計画で、太陽光パネルをNo.9については140枚、No.10については168枚設置し、土地造成は整地のみで取水・汚水は無く、排水は雨水のみで自然浸透することとし、隣地境界にはフェンス及び防草シートを設置する計画です。 また、隣接する土地所有者及び地域の自治会長には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。以上です。</p>
議長	只今の説明に関連して、阿波地区、久米地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
橋本委員	<p>それでは、No.7 阿波地区の太陽光発電施設の申請についてですが、阿波地区において、令和7年度で3件目の太陽光発電施設という事をごいまして、この周囲、10年前から太陽光がかなり設置されておりまして、ここだけがたまたま設置されていなかったという場所に今回、申請が出たという事で8月27日に事務局並びに我々関係者が立ち会って現地を確認させていただきました。 非常に雑草というか放置された田でございまして、まあ、これに太陽光を付けた場合、防草シート等で草の管理がちゃんどできるよという事を一応申し添えて許可をするという事で、一応承認しております。 みなさんの審議をお願いいたします。</p>

玉岡委員	No.8 8月28日に関係者一同現地確認を行いました。先ほど事務局から説明のとおりでございまして、久米川の堤防に沿った細長い農地でありまして、太陽光発電以外にはあまり利用価値がないような場所でございます。何ら問題はないと思ひますし、フェンスも防草シートも設置するという事ですので、よろしくお願ひいたします。
	No.9、No.10につきましてもNo.8に接した場所でございますので、何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございせんか。
西田委員	このNo.9とNo.10ですが、譲渡人も同じで隣接しているのなら、なんで一つの申請としなかつたの？
玉岡委員	分けたということですね。
西田委員	No.8からNo.10として一つの申請とできたと思うんですが、分けた理由は何ですか？
事務局 (山出)	これ、それぞれ中部電力の契約との関連や契約時期の問題もあるんですが、No.9、No.10につきましては、圃場の真ん中に水路が通っており、設置にあたって一体として設置するのは難しい土地であることから、それぞれの申請となったという事です。
西田委員	これ、それぞれフェンスを設置するんですか？
事務局 (山出)	それぞれの申請箇所については、フェンスで囲む計画になっています。
西田委員	水路を挟んでいるから分けたという事ですか。
事務局 (山出)	そういう事です。
西田委員	はい、わかりました。
議 長	ほかにございせんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し採決いたします。 議案第3号 No.6～No.10について、一括して採決することにご異議ございせんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第3号 No.6～No.10について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.6～No.10については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積等計画案について」を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (勝本)	議案第4号、農用地利用集積等促進計画について説明いたします。 総会資料7ページをご覧ください。 農地中間管理事業の促進に関する法律第9条第3項の規定により伊賀市長より農地利用集積等促進計画の決定を求められております。 利用権の設定された土地が新規設定で16件、田:46筆になります。 詳細につきましては、議案書9ページをご覧ください。
	河合地区 整理番号 111 1件 筆数 3筆 面積 3,330㎡
	議案書10ページ
	鞆田地区 整理番号 112 1件 筆数 1筆 面積 829㎡
	議案書11ページ
	壬生野地区 整理番号 113 1件 筆数 1筆 面積 12,444㎡
	議案書12～15ページ
	友生地区 整理番号 114～120 7件 筆数 15筆 面積 22,081㎡
	議案書15ページ
	山田地区 整理番号 120 1件 筆数 2筆 面積 2,496㎡
	議案書15～16ページ
	友生地区 整理番号 121～122 2件 筆数 7筆 面積 2,643㎡
	議案書16～17ページ
	山田地区 整理番号 123～124 2件 筆数 7筆 面積 8,920㎡
	議案書18～19ページ
	久米地区 整理番号 125～126 2件 筆数 7筆 面積 8,302㎡
	以上の農地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事する事と認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。 以上です。

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し採決いたします。
議長	議案第4号について、計画案のとおり意見の決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農地利用集積等促進計画案について」は、計画案のとおり意見の決定をすることにいたします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局から連絡事項がありますので、よろしくをお願いいたします。
事務局 (山出)	失礼します。 前回の総会の時にちょっとお伝えさせていただいていると思いますが、今度、10月1日(水)の午後2時から農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとの合同研修会という事で、ゆめぼりすセンターの会議室でさせていただきたいと計画をさせていただいております。 内容につきましては、三重県農業会議の〇〇さんに来ていただいて、講義を受けていただくのと、今後の農地パトロールの実施に伴いまして、タブレットの操作説明をさせていただきたいと思っております。 前回の総会の時にお伝えさせていただいておりますが、タブレットにつきましては、この総会までに一旦、事務局へ返却という事をお願いをさせていただきました。 もう既に返却されている委員さんがほとんどと思われそうですが、本日、持ってくるのを忘れたという委員さんがおられましたら今週中までに事務局の方まで一旦、返却をお願いいたします。 システムのアップデートをする必要があり、現在は、順次アップデートをしている最中で10月1日の研修会には使用できるように準備を進めていますので、よろしくをお願いいたします。 なお、この研修の通知につきましては、総会終了後、近日中に委員の皆さんにご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	ちょっと時間が早く終わったんですけど、冒頭にありました組合長さんから令和7年度産米の概算金の報告をいただきましたが、何かまだ質問等がありましたら受け賜わりますがありませんか？
会長	概算金ですので、この後いくらかプラスアルファされるという事ですので、頭においていただきたいと思います。 令和6年度産の分は8月末ごろに入りました。ありがとうございます。 あと、概算金の価格で売ってしまわれる方が多いので、その点はちょっと気を付けていただきたいと思います。 この事が農業委員会が目指します農業者の地位向上につながるかどうかについては、これからの皆さんの努力にかかっていると思いますので、よろしくをお願いしたいと思っております。 それから、私も今年の稲刈りで苦勞したんですけど、黄色い花が咲く雑草(ヒレタゴボウ)が非常に多かったですけど、これをなくすのにどうしたらいいのかと思っております。JAさんからも昨年指導がございました。 何気なく見ていたんですけど、今年、非常に多く出ましたものですから困ってます。 それで、これ、喜久永さんから取り寄せていただきました資料なんですけど、除草剤でございます。 刈り取った後にまた伸びてきているような所がございまして、そのままトラクター入れたらダメなのかなと除草剤を撒いた方がいいのかなと考えております。 皆さんも考えていただきたいと思います。 これが、いいねん！！というのがあれば教えていただきたい。また、JAさんにも考えていただいてご指導をお願いしたいと思っております。
議長	それでは、次回の総会は、10月10日(金)の午後1時30分から、この場所(市役所2階 202・203会議室)で開催いたしますので、よろしくをお願いしたいと思います。 本日は、誠にありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和7年10月10日

会 長

坂 本 榮 二

㊟

議事録署名者

西 田 富 司 夫

㊟

議事録署名者

大 田 信 昭

㊟